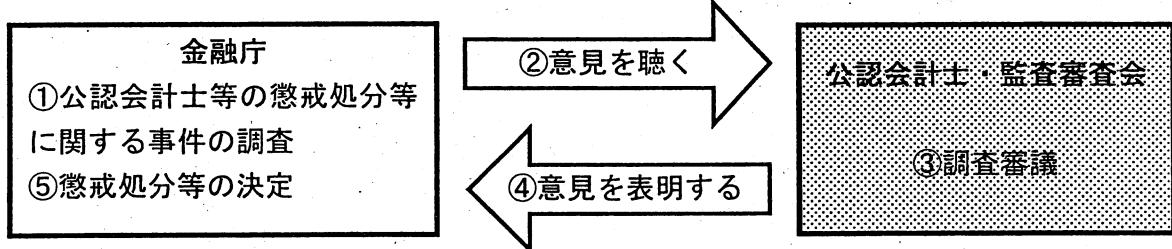


第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聞くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）などの処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聞くことは要しない。

2. 事案の概要

平成22年度において、審査会で調査審議を行った事案は5件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

1.	第164回審査会	(H22.9.22)	公認会計士2名 (事案2件)
2.	第169回審査会	(H22.12.8)	公認会計士1名
3.	第174回審査会 第175回審査会	(H23.3.9) (H23.3.24)	公認会計士1名
4.	第175回審査会	(H23.3.24)	公認会計士1名

事案 1

税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 22 年 9 月 27 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 3 ヶ月（平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から、税理士法第 45 条第 1 項及び第 46 条の規定に基づき、平成 21 年 12 月 14 日から 9 ヶ月の税理士業務停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 22 年 9 月 27 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 1 ヶ月（平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から、税理士法第 46 条の規定に基づき、平成 22 年 6 月 17 日から 3 ヶ月の税理士業務停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 3

金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 22 年 12 月 16 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 1年 3ヶ月（平成 22 年 12 月 22 日から平成 24 年 3 月 21 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、株式会社リオチェーンホールディングス株式について、その職務に関し知った秘密を利用し、金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。この行為は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止、及び同法第 27 条に規定する秘密を守る義務に違反すると認められる。

事案 4

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年 3 月 29 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 1ヶ月（平成 23 年 4 月 4 日から平成 23 年 5 月 3 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から、税理士法第 46 条の規定に基づき、平成 22 年 12 月 17 日から 5ヶ月の税理士業務停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 5

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 23 年 3 月 29 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 1ヶ月（平成 23 年 4 月 4 日から平成 23 年 5 月 3 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から、税理士法第 46 条の規定に基づき、平成 22 年 12 月 14 日から 6ヶ月の税理士業務停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）による改正前の公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。